

気象警報発令時等の対応基準について（保育所・幼稚園・学童保育室／【参考】町立小中学校）

1 気象警報発令時の対応基準

	町立保育所	町立第一幼稚園	町立学童保育室	【参考】町立小中学校
対象警報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風警報 ・ 特別警報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風警報 ・ 特別警報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風警報 ・ 大雨警報（土砂災害・浸水害） ・ 洪水警報 ・ 特別警報 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暴風警報 ・ 大雨警報（土砂災害・浸水害） ・ 洪水警報 ・ 特別警報
開所（園・室）、登校前	<ul style="list-style-type: none"> ● 午前7時30分に発令中のときで、 ○ 午前10時30分までに解除 ⇒その時点から保育開始（給食有） ○ 午前10時31分～午後0時に解除 ⇒その時点から保育開始（給食無） ○ 午後0時1分以降に解除 ⇒終日休所 	<ul style="list-style-type: none"> ● 午前7時に発令中のとき ⇒自宅待機、朝のバス運行中止 ● 午前9時に発令中のとき ⇒終日休園 ● 午前8時に発令中のときで、午前9時までに解除 ⇒その時点から預かり保育開始 	<ul style="list-style-type: none"> 【特別警報】 ● 午前7時に発令中のとき ⇒終日休室 【暴風・大雨・洪水警報】 ● 学校授業日：午前9時に発令中のとき ● 長期休業日の平日及び学校代休日：午前8時に発令中のとき ● 土曜日：午前8時30分に発令中のとき ⇒一時休室 ● 午後0時に発令中のとき ⇒終日休室 ※授業日において、午前7時に発令中の場合で、午前9時までに解除されたときは、学校はあるが給食はなし。 	<ul style="list-style-type: none"> 【特別警報】 ● 午前7時に発令中のとき ⇒臨時休業 【暴風・大雨・洪水警報】 ● 午前7時に発令中のとき ⇒自宅待機 ○ 午前9時までに解除 ⇒登校、午前中授業（給食無） ● 午前9時時点で発令中のとき ⇒臨時休業
開所（園・室）登	<ul style="list-style-type: none"> ● 警報が発令されたとき ⇒その時点から休所 	<ul style="list-style-type: none"> ● 警報が発令されたとき ⇒その時点から休園 	<ul style="list-style-type: none"> 【暴風・大雨・洪水警報】 ● 授業中に発令され、臨時休校となったとき ⇒終日休室 ● 登室後に発令されたとき ⇒その時点から休室 	<ul style="list-style-type: none"> 【暴風・大雨・洪水警報】 ● 警報が発令されたとき ⇒臨時休業、安全を確保したうえで速やかに下校

2 地震発生時の対応基準

	町立保育所	町立第一幼稚園	町立学童保育室	【参考】町立小中学校
基準震度	①震度5弱以上 ②震度4以下	①震度5弱以上 ②震度4以下	震度5弱以上	震度5弱以上
開所(園・室)、登校前	<p>●午前7時29分以前に発生</p> <p>①の場合 ⇒終日閉所</p> <p>②の場合 ⇒施設の安全が確認され次第、通常どおり開所 ※必要に応じ、コドモンアプリ等を活用し、開所状況を保護者に周知する。</p>	<p>●午前7時59分以前に発生</p> <p>①の場合 ⇒終日閉園</p> <p>②の場合 ⇒施設の安全が確認され次第、通常どおり開園 ※必要に応じ、コドモンアプリ等を活用し、開園状況を保護者に周知する。</p>	<p>臨時休室</p> <p>【登降室中に発生した場合】 ・安全な場所に素早く身を寄せ、揺れが収まったら、学童保育室か自宅のどちらか近い方に避難する。</p>	<p>臨時休業</p> <p>【登下校中に発生した場合】 ・安全な場所に素早く身を寄せ、揺れが収まったら、学校か自宅のどちらか近い方に避難する。</p>
開所(園・室)登校後	<p>●午前7時30分以降に発生</p> <p>①の場合 ⇒その時点で閉所</p> <p>②の場合 ⇒施設に甚大な被害があるなど、開所することが困難な場合を除き、通常どおり開所する ※必要に応じ、コドモンアプリ等を活用し、開所状況を保護者に周知する。</p>	<p>●午前8時00分以降に発生</p> <p>①の場合 ⇒その時点で閉園(預かり保育も中止。)</p> <p>②の場合 ⇒施設に甚大な被害があるなど、開園することが困難な場合を除き、通常どおり開園する ※必要に応じ、コドモンアプリ等を活用し、開園状況を保護者に周知する。</p>	<p>臨時休室</p> <p>【登室後に発生した場合】 ・児童の安全を確保し、保護者への引き渡しを行う。</p>	<p>臨時休業</p> <p>【登校後に発生した場合】 ・児童生徒の安全を確保し、学校と保護者間で確認したルールに基づき対応する。</p> <p>小学校…保護者へ引き渡しにより下校 中学校…一斉下校により下校</p>